

### 3. 各県の主要施策

- ・ 網掛けの施策は、県独自のものや特徴的なものと考えられる施策である。

## 各県の主要施策の分類基準

\* 基本的に、環境白書(環境省編)の分類方法に準じる。施策の内容が同じでも目的が異なる場合は、施策の目的で分類を行う。主要項目の分類基準例は以下の通り。

項目		主要項目・分類基準	
地球環境	地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策のための施策</li> <li>新エネルギー</li> <li>CO<sub>2</sub>吸収源対策</li> <li>チームマイナス6%</li> <li>温室効果ガスの削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化防止のための各種運動、活動</li> <li>省エネ・省資源</li> <li>ESCO事業</li> <li>エコ住宅</li> </ul>
	代替フロン等3ガスに関する対策	フロン対策	
大気環境	酸性雨・黄砂に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>酸性雨・黄砂の実態調査、対策</li> <li>モニタリング</li> </ul>	
	光化学オキシダント対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視・連絡体制</li> <li>予報、モニタリング</li> </ul>	原因物質であるVOCの排出制限
	固定・移動発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>窒素酸化物・浮遊粒状物質・硫黄酸化物の対策</li> <li>工場・事業場への指導、立入検査</li> <li>エコドライブ、アイドリングストップ</li> <li>ノーマイカーデー、パークアンドライド等の推進</li> <li>ディーゼル自動車対策</li> <li>公共交通機関利用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通需要マネジメント</li> <li>交通流対策(交差点・バイパス)、物流対策</li> <li>低公害車(エコカー)の普及促進</li> <li>エコバス事業</li> <li>上記の各種計画及び運動</li> <li>大気汚染の防止</li> </ul>
	騒音・振動・悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動・悪臭対策</li> <li>騒音低減のための交通流対策</li> <li>道路構造の改善と沿道環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場等に対する指導、実態調査</li> <li>緩衝緑地の設置</li> <li>各種規制</li> </ul>
	大気環境の監視・観測体制の整備	大気環境の監視・モニタリング	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒートアイランド対策</li> <li>全国星空観察事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>光害対策</li> <li>大気環境木</li> </ul>
水環境	環境保全上健全な水環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水かん養、雨水貯留</li> <li>水辺環境美化</li> <li>せせらぎ水路等の整備</li> <li>*水環境に親しむ基盤作りはこちらに入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しゅんせつ、融雪、砂防事業</li> <li>河川水の確保</li> <li>水質保全のための各種計画</li> <li>水質浄化、清流ルネッサンスⅡ</li> </ul>
	水利用の各段階における負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水処理施設の維持管理の推進</li> <li>排水処理の高度化</li> <li>*農業は土壌にも関連するため化学に入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道整備</li> <li>生活排水処理施設の整備</li> </ul>
	閉鎖性水域における水環境の保全	湖、湾の水質浄化、水質総量規制、各種計画	
	海洋環境の保全	海洋環境の各種保全	
	水環境の監視等の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質調査、研究</li> <li>水質監視</li> </ul>	工場・事業場への指導、立入検査
地盤環境・土壌環境	土壌環境の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染対策</li> <li>有害物質の地下浸透の防止</li> </ul>	土壌汚染発生時の届出の徹底
	地盤環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤沈下対策</li> <li>調査</li> </ul>	地下水位低下の未然防止
廃棄物・3R	廃棄物等の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物抑制、減量化</li> <li>ごみ削減</li> <li>過剰包装の自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮設計</li> <li>レジ袋削減</li> </ul>
	循環資源の適正な循環的利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜排泄物の適正処理、利用促進</li> <li>ゼロエミッション</li> <li>リサイクル</li> <li>住宅マスタープラン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル製品認定</li> <li>バイオマス</li> <li>建設資材のリサイクル</li> <li>建設副産物</li> </ul>
	廃棄物の適正な処理の推進	ごみの分別	PCBの適正処理
化学物質	化学物質の把握	汚染実態調査	工場等への指導、規制
	化学物質の内分泌かく乱作用問題に係る取組	環境ホルモン関連調査等	
	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>PRTR</li> <li>有害化学物質の適正管理・指導</li> </ul>	
	ダイオキシン類問題への取組	ダイオキシン対策	
	農薬リスク対策	農薬削減	
	リスクコミュニケーションの推進	リスクコミュニケーションの推進	
その他	災害時の流出防止、環境調査		

自然環境	重要地域や里地里山の保全と持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全・維持・管理</li> <li>・松くい虫対策</li> <li>・森林計画、森林保全、森林整備・管理</li> <li>・保全地域の取り締まり</li> <li>・里地里山保全・里山の維持</li> <li>・間伐</li> <li>・二次林を中心に水田等の農耕地、ため池、草地等の保全・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園計画、自然公園法・公園管理</li> <li>・自然公園の美化</li> <li>・鳥獣保護区の指定</li> <li>・干潟、湿原の保全</li> <li>・管理・保全</li> </ul>
	野生生物の保護管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト、レッドデータブックの作成</li> <li>・生態系の保全</li> <li>・野生生物の保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害対策</li> <li>・生物多様性情報システムの構築</li> <li>・外来生物対策</li> </ul>
	国土の空間特性・土地利用に応じた施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコファーマーの育成</li> <li>・クリーン農業</li> <li>・都市環境整備・都市公園の整備</li> <li>・ピオトープ</li> <li>・緑化推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全</li> <li>・多自然型川作り</li> <li>・農業農村整備</li> <li>・景観対策</li> </ul>
	自然とのふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナチュラリストの養成</li> <li>・自然体験活動</li> <li>・自然に対する理解促進</li> <li>・自然公園の利用指導</li> <li>・森林体験学習</li> <li>・自然保護レンジャー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然遊歩道の整備</li> <li>・市民の森づくり</li> <li>・レクリエーション施設</li> <li>・エコツーリズム</li> <li>・ふれあいの森</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育動物の愛護・管理</li> </ul>	
各種施策の基盤・各主体の参加	環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもエコクラブ活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育・学習の充実、人材育成</li> </ul>
	環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO活動支援</li> <li>・環境美化活動</li> <li>・エコライフの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全のための各種運動</li> <li>・マイバックの持参</li> <li>・ライフスタイルの変革に向けた取組</li> </ul>
	社会経済のグリーン化推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入</li> <li>・環境ビジネスの支援</li> <li>・環境保全のための各種助成・支援</li> <li>・エコマネー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001</li> <li>・企業の環境経営の支援、促進</li> <li>・エコアクション21</li> </ul>
	地域づくりにおける取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的文化的遺産の保全</li> <li>・公害防止計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的景観の保全</li> </ul>
	環境影響評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価の適正運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントの調査・研究</li> </ul>
	調査研究及び監視・観測等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や大学等との研究、調査</li> </ul>	
	技術の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境技術開発支援</li> <li>・国際的環境協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術交流</li> <li>・成果の普及</li> </ul>
	環境情報の整備と提供・広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の公開、発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の整備</li> </ul>
	環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害予防、公害認定</li> <li>・アレルギー、化学物質過敏症に関する相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿(アスベスト)対策</li> <li>・公害紛争処理等</li> </ul>

【地球環境】

		富山県	石川県	福井県	長野県
地球温暖化対策	施策	・風力・太陽光などの新エネルギーを導入する。	・県民、事業所等による省エネ、省資源の取り組みを進める。	・環境自主行動計画の策定等による省エネルギーに配慮した事業活動を促進する。	・省資源・エネルギーの推進等による県自ら排出する温室効果ガスの排出を削減する。
		・省エネルギー及びエネルギーの有効利用を行う。	・新エネルギーの導入を進める。	・風力・太陽光など新エネルギー設備を率先して導入する。	・地域における地球温暖化防止に向けた活動を行う団体を支援し、近年温室効果ガスの排出量が増加している家庭からの排出削減を推進する。
		・バス事業者の低公害車導入等への助成、融資を行う。	・省資源、省エネルギーの取組を推進する。	・温暖化ストップ県民運動として「LOVE・アース・ふくい」を展開する。	・長野県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、地球温暖化防止活動推進員の配置など温暖化防止活動の普及啓発を行う。
		・二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全を推進する。	・県有施設のグリーン化を推進する。	・地球温暖化防止活動推進センターの設置による自主的取り組みや団体活動の支援を行う。	・市町村の地球温暖化防止実行計画や地域推進計画の策定を促進することにより、県民、事業者、行政の協働による地球温暖化防止活動を推進する。
		・森林吸収源対策として間伐の充実を図る。	・温暖化防止の普及活動を進める。	・森林整備による二酸化炭素の吸収源対策を推進する。	・企業、NPOなど多様な主体の参加を得ながら、間伐の計画的な実施など、森林の適切な管理により二酸化炭素吸収源としての健全な森林づくりを推進する。
		・「エコライフ・アクト10」として、国のチームマイナス6%の6つの取組みに加え、4つの取組みを県民に呼びかける。	・県民エコライフ大作戦により、9月の1週間の期間、家庭・事業所で一斉に温暖化防止活動に取り組む。		・長野県地球温暖化対策条例に基づき、温室効果ガスの排出量の多い事業者の排出抑制計画の策定、家電販売店における省エネラベルの掲出など、排出抑制のための取組を推進する。
		・農業用水での小水力発電事業を行う。	・学校版、地域版、家庭版、事業版の4つのISO指針を作成し、温暖化防止活動を国民運動として展開する。		・工場、商業施設、事業所などを対象とした省エネルギー診断や改善のためのアドバイスなどにより、産業部門・民生業務部門での省エネルギーを推進する。
		・新県庁エコプランに基づき、事務事業から発生する温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。			・県有施設の省エネルギー化や緑化に取り組むとともに、エコアクション21の運用により、県の業務における温室効果ガスの排出削減に取り組む。
					・省エネルギーへの配慮など、環境と共生する「信州型エコ住宅」等の普及を図る。
					・県温暖化防止活動推進センターと連携し、県民、事業者、行政の協働による温暖化防止のための活動を行う。
数値目標				・公共交通機関の利用促進や渋滞緩和対策など、省資源・省エネルギーを推進する。	
				・中小企業融資制度資金などを活用して、中小企業の温暖化対策に必要な資金をあっせんする。	
				・ペレットストーブ・ボイラーなどの導入促進により、木質バイオマスの利用を図る。	
	・H22年度温室効果ガスの対2年度削減率6%削減(H17年度4.6%増加)	・二酸化炭素排出削減目標(CO2/年) 産業部門：-112千トン 民生部門(家庭)：-188千トン 民生部門(業務)：-187千トン 運輸部門：-216千トン	・H22年度温室効果ガス排出量1990年度比3%減(H13年度1990年比9.3%増)	・県内の温室効果ガス総排出量 目標：14,383千t-CO2(H24) 現状：17450千t-CO2(H16) ※1990年比△6%	
	・CO2排出量15年度比8%(5000t)削減	・H22年度には全市町村を温暖化防止実行計画策定市町村にする。(H13年度4市町村)	・県の業務における温室効果ガスの排出量 目標：79,536t-CO2(H22) 現状：88,373t-CO2(H16)		
	・電気使用量15年度比4%削減 ・冷暖房用燃料使用量15年度比13%削減 ・公用車の燃料使用量15年度比5%削減 ・水使用量：15年度比5%削減	・H22年度従業員30人以上の製造事業場における環境自主行動計画の策定割合50%(H13年度20%)	・新築住宅の次世代省エネ基準達成率 目標：50%(H24) 現状：20%(H18)		
	・省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備を県有施設の30%導入	・H22年度太陽光発電導入量33,000kW(H18年度9,181kW)			



## 【地球環境】

	富山県	石川県	福井県	長野県
代替フロン等3ガスに関する対策	・フロン等の回収・処理対策、脱フロンの推進を行う。		・フロン回収破壊法に基づく回収登録業者等に対する監視・指導を徹底する。	・特定フロン、代替フロンの回収及び適正処理により、オゾン層破壊を防止する。

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
・冷媒用フロン回収・処理の徹底を図るとともに、災害時のフロン回収・処理対策も行う。	・フロン類の回収、フロンなどを使用しない設備の導入等による、オゾン層保護を行う。	・ノンフロン製品への代替促進のための啓発と、フロン回収破壊法に基づく回収等の適正処理を行う。	
	・災害時に発生する廃棄物に含まれるフロン類の回収・処理対策に努める。	・熱帯材の使用抑制や国内産木材及び間伐材の有効利用など熱帯林の保護対策を推進する。	
	・フロンガス適正処理の継続的な推進を行う。		

【大気環境】

		富山県	石川県	福井県	長野県
酸性雨・黄砂に係る対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸性雨モニタリング調査を引き続き実施する。</li> <li>・中国遼寧省と大気共同調査を実施する。</li> <li>・北東アジアの産学官が連携して、黄砂の広域モニタリングを実施する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸性雨の湖水影響や土壌の緩衝能力に関する調査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸性雨モニタリング調査を行うとともに、ばい煙発生施設への適切な監視指導を実施する。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・黄砂の実態調査を実施する。</li> </ul>	
光化学オキシダント対策	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時体制適用地域の全県域拡大と迅速な連絡体制の整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予報等の発令を速やかに行い、健康被害を防止する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・光化学オキシダントによる大気汚染の常時監視</li> </ul>
	数値目標			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年度光化学スモッグ注意報発令回数0回(H13年度0回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光化学オキシダントは、昼間の日最高1時間値の年平均値が0.060ppm以下となること。</li> </ul>
固定・移動発生源対策	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場に、良質燃料の使用、処理施設の設置及び適切な管理、適正な燃焼管理や煙突の高さの確保等の指導を行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車や低燃費・低排出ガス車の普及を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル自動車対策を検討する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場への、法令に基づく検査等による規制基準の遵守指導を行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマイクーデー、パークアンドライド、サイクルアンドライドの推進等による公共交通機関の利用促進を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急発進・急加速、不要なアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車使用(エコドライブ)や、低公害車導入の普及啓発。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量を抑制する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイパスの建設や交差点の改良等の道路整備による総合的な自動車排ガス対策を推進する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー使用の低減や環境に配慮した運転の推進等を行う。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の利用促進や渋滞緩和対策など、省資源・省エネルギーを推進する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流の効率化や公共交通機関の利用促進等により交通量の低減を目指す。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・低利融資等の助成制度や公用車への率先導入により低公害車の普及促進を行う。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・低利融資等の助成制度や公用車への率先導入により低公害車の普及促進を行う。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの推進としてアイドリングストップの装置補助を行う。</li> </ul>			
数値目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年度の大気環境基準達成率：二酸化窒素100%(H18年度100%)、浮遊粒子状物質100%(H18年度100%)、ベンゼン100%(H18年度100%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車220台導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年度の大気環境基準達成率：二酸化硫黄100%(H17年度100%)、二酸化窒素100%(H17年度100%)、浮遊粒子状物質100%(H17年度100%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く) 目標:100%(H24) 現状:100%(H18)</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客輸送量に占める公共交通機関の輸送量の割合 目標:8.3%(H24) 現状:8.3%(H17)</li> </ul>	



岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
・観測拠点のひとつである伊自良湖にて総合的な調査を実施する。	・工場・事業場に対し、ばい煙対策やエネルギー対策を指導する。	・酸性雨の実態調査を継続的に実施する。	
・大気環境監視テレメータシステムを活用し、発生しやすい5月から9月までは監視体制を強化する。	・注意報等の発令により大気汚染の状況を県民に広く知らせ、事業者に対し燃料使用量削減を求める。 ・揮発性有機化合物(VOC)排出事業者に対する指導・啓発を実施する。		・揮発性有機化合物(VOC)の排出規制対策を、国と行う。
・「アイドリング・ストップぎふクラブ」の会員を募集し、アイドリングストップ運動を促進する。 ・12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、冬季の効果的な大気汚染の防止を図る。 ・汚染負荷量の大きい工場・事業場を重点的に立入検査する。	・窒素酸化物などのばい煙やベンゼンなどの有害大気汚染物質、粉じん等に対する規制対策を推進する。 ・有害大気汚染物質を使用する工場・事業場、ばい煙発生施設等に対し、排出基準の遵守徹底を図るため、立入検査を実施する。 ・ディーゼル黒煙削減やエコカー普及活動等を行う。	・大気汚染防止法に基づき、事業者に対し、大気汚染防止物質の排出削減の指導を実施する。 ・名古屋市自動車公害対策推進協議会の協議を通じて、自動車排出ガスに起因する大気汚染対策を総合的・計画的に推進する。 ・名古屋市自動車公害対策推進協議会の協議を通じて、自動車排出ガスに起因する大気汚染対策を総合的・計画的に推進する。	・工場や事業場に対する規制・指導を行い、有害物質の排出を抑制する。 ・低公害車の導入やアイドリング・ストップ等、自動車出ガスによる負荷を軽減する。 ・交通管制システムによる交通の円滑化対策、道路網の体系的整備や物流対策を進める。
	・県民や事業者の大気汚染防止に関する理解と関心を深めるため、12月の大気汚染防止推進月間や様々な機会を捉え、各種啓発活動を実施する。	・条例で義務付けたアイドリング・ストップの周知を図るとともに環境にやさしい自動車利用(エコドライブ)の推進に努める。	
	・アイドリング・ストップ等のエコドライブやITを活用して交通の流れをスムーズにする。	・低公害・低燃費車を公用車へ率先導入するとともに、民間への普及を促進する。	
	・「あいち新世紀自動車環境戦略」による、総合的な自動車交通環境対策を推進する。	・交通エコライフの浸透をめざすモビリティ・マネジメント施策の検討を行う。	
		・市内の周辺部の鉄道駅などに近接してパーク&ライド駐車場の整備を行う。	
		・都市高速道路、名古屋環状2号線、第二東名・名神高速道路、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の整備を促進する。	
		・エコポイントTDM等、公共交通利用に特典を付加することにより公共交通の利用促進を図る。	
		・商業・業務・公共施設・住居などの都市機能を都心部や駅周辺に集め、公共交通での移動を便利にする「駅そばルネサンス」を推進する。	
・一般測定局の測定結果100%(2005年度実績100%) ・自動車排出ガス測定局の測定結果100%(2005年度実績100%)	・H22年度に酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準達成	・H22年度大気汚染に係る環境目標値達成率(二酸化窒素)50%以上(平成17年度10.3%)	・2010年度に環境測定地点において環境基準(二酸化硫黄、二酸化炭素、浮遊粒子物質)を達成している地点の割合を96%にする。(2006年度実績75%)
・NO2に関する環境基準の達成率100%(2005年度実績100%) ・SO2に関する環境基準の達成率100%(2005年度実績100%)	・H22年度までの早い段階でディーゼル車から排出される粒子状物質の総排出量半減(対H12年度比)／H17年度38.4%	・H22年度市内の低公害・低燃費車普及台数90万台(平成16年度約25万台)	・2009年度にNOx・PM法の対策地域内に登録されている車両の基準適合車の割合を85%とする。(2005年度実績59.3%)
・SPMIに関する環境基準の達成率100%(2004年度実績100%) ・ベンゼンに関する環境基準の達成率100%(2004年度実績100%) ・有害大気汚染物質の監視測定結果100%(2005年度実績100%)	・H22年度エコカー300万台普及(H18年度末178万台普及)	・H22年度アイドリング・ストップ実施率向上(平成16年度49.7%)	・工場・事業場の排ガス排出基準適合率を100%とする。(現状地100%)
・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンに関する環境基準の達成率100%(2004年度実績いずれも100%) ・公用車における環境にやさしい車導入率2010年度20%(2004年度実績15.6%)	・H22年度エコドライブ宣言者累計数を7万人にする。(H18年度60,749人)	・H22年度主要道路における家用自動車通過台数(平成13年度比)10%減(平成16年度1%増) ・H22年度整備中路線における自動車の平均旅行速度25km/h(平成16年度20km/h)	・2009年度に三重県内のエコカーの割合を33%とする。(2005年度実績11.8%)

【大気環境】

		富山県	石川県	福井県	長野県
騒音・振動・悪臭対策	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音や振動の発生源と居住空間等の間に十分な緩衝空間を設ける等、適正な土地利用を推進する。</li> <li>・総合的な自動車騒音対策を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する地域の自動車交通騒音の低減のための交通流対策、道路構造対策等を行う。</li> <li>・臭気指数規制を導入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路構造の改善や植樹帯の設置等、自動車走行に伴う騒音・振動対策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車騒音面的評価を環境基準未指定地域においても実施する。</li> <li>・騒音等の調査結果を上信越自動車道環境対策協議会及び北陸新幹線環境対策協議会等を通じて道路・鉄道管理者に情報提供し、騒音対策などの実施を促進する。</li> <li>・自動車騒音を低減する舗装の整備を推進し、沿道の環境に配慮した道路づくりを図る。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場からの騒音振動について、法令に基づく指導や移転等を進める。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設作業に伴う騒音振動については、作業時間帯の配慮や施行方法の改善を進める。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機騒音対策、新幹線鉄道騒音対策を推進する。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境騒音対策の推進と、音風景の保全を行う。</li> </ul>			
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年度一般環境騒音環境基準達成率100%(H18年度85%)</li> <li>・H22年度自動車騒音環境基準達成率100%(H18年度90%)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年度自動車騒音の環境基準達成率100%(H13年度82.5%)</li> </ul>	
大気環境の監視・観測	体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の情報通信技術を利用した大気環境ネットワーク(大気汚染テレメータシステム)の整備と適切な管理を行う。</li> <li>・大気汚染観測局による常時監視を行う。</li> <li>・工場・事業場の自主的な適正管理等の推進、化学物質の使用実態の把握をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の状況を常に把握、評価し、予報などの発令も迅速に行うことで健康被害の防止に努める。</li> <li>・有害大気汚染物質の常時監視を実施する。</li> <li>・自動車排出ガス測定局における測定項目の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質保有情報の集積等、二次的な環境汚染防止の事前対策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気保全を図るため、常時監視を行い、その結果をホームページで公表する。</li> <li>・国境を越えて流入する光化学オキシダント、酸性雨の状況調査やフロンガスのモニタリングを行う。</li> </ul>
その他	施策				
	数値目標				

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
<p>・一般環境騒音・新幹線鉄道騒音・航空機騒音について定点観測調査を実施する。</p> <p>・発信源監視や低騒音舗装等、振動の防止対策を推進する。</p>	<p>・「沿道環境改善プログラム」により低騒音舗装の敷設等各種対策を総合的に推進する。</p> <p>・定期的な航空機騒音の調査を実施し、環境基準の達成状況を確認する。</p>	<p>・工場、事業場から発生する悪臭の検査、指導を実施する。</p> <p>・騒音規制法等に基づき、工場・事業場及び工事現場等に対し、騒音防止対策等の指導を実施する。</p>	<p>・遮音壁の設置、低騒音舗装、植樹帯等の整備等、道路構造の改善と沿道環境の整備を進める。</p> <p>・静穏な環境保全のため、適正な土地利用区分の誘導や緩衝緑地の設置を行う。</p>
<p>・畜産関係の環境保全対策を行うことで、悪臭の防止対策の推進を図る。</p>	<p>・「愛知県新幹線公害対策連絡会議」を開催し、JR東海に対し、新幹線公害防止や沿線の環境改善を働きかけを行う。</p> <p>・生活環境保全条例により、各種規制を行う。</p>	<p>・自動車・鉄道による騒音・震動や航空機による騒音の状況を監視し、監視結果に基づき対策を推進する。</p> <p>・自動車騒音対策マップに基づき、騒音対策を関係機関の協力を得て進める。</p> <p>・騒音など沿道環境の悪化が著しい幹線道路において、舗装の補修にあわせて低騒音(排水性)舗装を推進する。</p> <p>・市内の騒音状況を把握するために、実態監視を実施する。</p> <p>・公害防止計画・環境保全計画の策定、監視及び測定などの義務を定めた公害防止協定・環境保全協定を事業者と締結し、立入指導等を実施し、公害防止・環境保全に努める。</p>	<p>・悪臭発生源の立地条件や苦情の条件を踏まえ、臭気指数規制の導入を進める。</p> <p>・畜産悪臭については、家畜排泄物処理施設の整備促進や脱臭等の環境改善技術の普及・指導を行う。</p> <p>・工場や事業場、建設現場に対する規制、指導を行う。</p>
<p>・騒音の環境基準達成率一般地域2010年度100%(2004年度実績88.1%)</p>	<p>・H22年度騒音の環境基準達成(H18年度79%)</p>	<p>・H22年度自動車騒音の環境基準達成率(定期監視地点)向上(平成16年度昼間85%・夜間70%)</p>	
<p>・騒音の環境基準達成率自動車騒音2010年度100%(2004年度実績64.8%)</p>			
<p>・一般環境大気測定局および自動車排出ガス測定局において、常時監視を実施する。</p> <p>・5地点において、有害大気汚染物質のモニタリング調査を実施する。</p>	<p>・大気環境のデータや緊急時の情報をインターネット等で県民に知らせる。</p> <p>・自動車排出ガス測定局を整備・充実し、ドライバーに情報提供を行う。</p>	<p>・市内の大気汚染の状況を把握するために、大気汚染の常時監視及び実態調査を実施する。</p>	<p>・大気環境を常時監視し、緊急時には注意報等の発令や工場へ燃料削減措置等を要請する。</p>
<p>・全国星空継続観察事業により、大気環境に対する県民の関心を深める。</p> <p>・大気の浄化能力に優れた樹木を「大気環境木」とし、大気環境木を植栽していく。</p> <p>・大気環境木植栽本数2010年度807,000(2004年度実績446,773)</p>		<p>・都心部における熱環境の改善に向け、ヒートアイランド対策を推進する。</p>	

【水環境】

		富山県	石川県	福井県	長野県
環境保全上健全な水環境の確保	施策	・親水公園、散策道等の快適な水辺空間の創出、「とやまの名水」の保全を行う。	・河川、農業用水路等の整備時にあたっては、生物多様種や親水性に配慮した水辺環境の保全・創出を目指す。	・自然の状態を残した水辺に近づける河岸や瀬・淵、せせらぎの創出、遊歩道の整備を行う。	・山岳環境と下流域の水環境を保全するため、山小屋トイレのし尿処理施設の整備支援を行う。
		・県土美化推進運動等による水辺の美化活動を推進する。	・水辺環境美化や愛護活動への県民参加を促進する。	・地下水の過剰揚水の抑制や透水性舗装の推進などにより水循環を確保する。	・長野県水環境保全総合計画に基づく、関係部局の連携による水質や流域保全のための総合的な施策を推進する。
		・水質保全意識の高揚、環境保全施設等に対する融資・助成を行う。	・河川水の確保と適正利用を図る。	・しゅんせつ及びヨシ等が自生する植物帯の創出を図る。	・保水能力の高い森林の育成や、地下水かん養能力を有する農地の適切な維持管理を進める。
		・地下水以外の水源を利用した消雪設備の整備等により、冬期の地下水水位低下を防ぐ。	・森林保全や中山間地域での耕作継続等により水源の涵養と飲料用水の安定確保を目指す。	・溪流の個々の特色を活かした砂防事業による水と緑豊かな溪流づくりを行う。	・自然浄化能力を有する河川や水辺の保全を図る。
		・地下水の涵養を推進する。			・植栽、遊水施設やせせらぎ水路、親水護岸など水に親しむ安らぎ空間の整備を促進する。
		・国際水文地質学会(IAH)での展示など「水の王国とやま」をPRする。			・融雪のための地下水利用に循環方式を採用し、地下水量の保全を行う。
				・快適な生活環境と良好な水環境の保全のため、下水道等の普及と効率的な処理を促進する。	
	数値目標	・H22年度の河川の水質環境基準達成率(BOD)100%(H18年度100%)	・水生生物が生息できるような河川	・H22年度の河川の水質環境基準達成率(BOD)100%(H17年度97%)	・水質の環境基準達成率(河川) 目標:97.2%(H24) 現状:94.2%(H15~H18の平均)
		・H27年度の海域の水質環境基準達成率(COD)90%(H18年度60%)	・地下水位の現状維持を図る。	・H22年度の湖沼の水質環境基準達成率(COD)100%(H17年度50%)	・水質の環境基準達成率(湖沼) 目標:57.1%(H24) 現状:48.2%(H15~H18の平均)
			・H22年度の海域の水質環境基準達成率(COD)100%(H17年度100%)	・生態系や景観に配慮した水路の整備延長 目標:20km(H20~24の累計) 現状:14km(H13~17の累計)	
			・H22年度の海水浴場の水質(適A)達成率100%(H19年度100%)		

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
<p>・第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)や長良川ビジョンアクションプログラム等、水質改善を促進する。</p> <p>・道路における透水性舗装の導入を図る。</p> <p>・一般人に水質保全及び浄化の重要性を認識してもらうため、カワゲラウォッチング事業を普及していく。</p> <p>・河川や湖沼について、環境基準の水域類型の指定見直しを行う。</p> <p>・「水環境づくり日本一・ぎふ推進会議」からの提案に対する施策の点検評価を行う。</p> <p>・良好な環境を有する代表的な水辺を、「ぎふ・ふるさとの水辺」として認定する。</p>	<p>・森林の適正な維持管理や広葉樹の植林を進め、市街地などにおける雨水の貯蓄・浸透機能の向上に努める。</p> <p>・「あいち水循環再生基本構想」に基づき、水質の浄化・水量の確保・多様な生態系の維持・水辺の安全の4つの機能のバランスを保ち、健全な水循環の再生を進める。</p> <p>・雨水浸透施設の設置等の地下水涵養対策を推進する。</p>	<p>・ヘドロ除去や植生浄化などにより水質浄化を推進する。</p> <p>・堀川では、「水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に沿って水質浄化を推進する。</p> <p>・自然の水循環を回復・保全することにより、水辺のうるおいの再生、洪水の防止、ヒートアイランドの緩和を目的とした「水の環(わ)復活プラン」を策定する。</p> <p>・雨水の保水や地下水かん養を高め、地域の健全な水循環システムの保全と形成に努める。</p> <p>・公共建築物、民間建築物における雨水利用を推進する。</p> <p>・河川や下水道の整備による浸水対策を進めるとともに、公共施設に対して雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させる雨水貯留浸透施設を設置する。</p> <p>・地下水かん養を促進するために、雨水の地下浸透を進める。</p> <p>・水量の豊かな河川からの導水や地下水、ため池の水の有効利用、下水道の高度処理水の活用により、河川などの水量の確保と水質の改善を推進する。</p>	<p>・河川や地下水の健全な水循環を確保するため、水源涵養能力が高い森林や農地の適正な維持管理を進める。</p> <p>・雨水の貯留・浸透機能を確保するため、公共施設等における浸透ますの設置や透水性舗装等を進める。</p> <p>・河川・湖沼・ため池、海岸等の水辺とのふれあいを確保するため、良好な水辺空間を保全・整備する。</p> <p>・河川の上流から下流、山から海までを視野に入れた流域環境づくりを進める。</p> <p>・H22年度水質汚濁に係る環境目標値達成率(BOD)100%(平成17年度73.3%)</p> <p>・H22年度公共施設の雨水貯留浸透施設における貯留量増加(平成16年度累計336,775m<sup>3</sup>)</p> <p>・2010年度の伊勢湾の環境基準(COD)の達成率を63%とする。(2002～2006年度実績48%)</p> <p>・2010年度の海域における環境基準(COD)の達成率を63%とする。(2002～2006年度実績28%)</p> <p>・2010年度の河川・海域における人の健康の保護に関する環境基準達成率を100%とする。(2006年度実績95%)</p> <p>・2010年度に水浴びや水遊びができる水質(BOD2mg/L以下)の河川の割合を93%(2002～2006年度実績81%)</p>
<p>・長良川本川の水質目標BOD1mg/L以下(2004年度0.7)</p> <p>・長良川都市河川の水質目標BOD5mg/L以下(2004年度5.5)</p> <p>・魚が棲めるとされる水質環境基準の類型指定をする水域数:2010年度69(2004年度64)</p> <p>・「ぎふ・ふるさとの水辺」認定数2010年度50(2004年度実績0)</p> <p>・水源涵養保安林の指定面積(民間林):2018年度136700ha(2004年度134737ha)</p> <p>・カワゲラウォッチング調査団体数2010年度90(2004年度実績81)</p> <p>・カワゲラウォッチング調査延べ参加人数2010年度6000(2004年度実績5212)</p> <p>・カワゲラウォッチング調査延べ調査地点数2010年度200(2004年度実績187)</p>	<p>・湖内覆砂:累計12.6万立方メートル(H17年度2.4万立方メートル)</p> <p>・H21年度負荷量削減COD:93トン/日、窒素:66トン/日、りん:5.4トン/日(H16年度COD:104トン/日、窒素:70トン/日、りん:6.1トン/日)</p> <p>・河川・湖内しゅんせつ:累計16.3万立方メートル(H17年度1.2万立方メートル)</p>	<p>・H22年度水質汚濁に係る環境目標値達成率(BOD)100%(平成17年度73.3%)</p> <p>・H22年度公共施設の雨水貯留浸透施設における貯留量増加(平成16年度累計336,775m<sup>3</sup>)</p>	<p>・2010年度の伊勢湾の環境基準(COD)の達成率を63%とする。(2002～2006年度実績48%)</p> <p>・2010年度の海域における環境基準(COD)の達成率を63%とする。(2002～2006年度実績28%)</p> <p>・2010年度の河川・海域における人の健康の保護に関する環境基準達成率を100%とする。(2006年度実績95%)</p> <p>・2010年度に水浴びや水遊びができる水質(BOD2mg/L以下)の河川の割合を93%(2002～2006年度実績81%)</p>

【水環境】

		富山県	石川県	福井県	長野県	
水 利 用 の 各 段 階 に お け る 負 荷 の 	施 策	・工場・事業場における水の合理的利用及び排水処理の高度化、排水処理施設の適正な維持管理の推進を行う。	・生活排水、事業所排水、自然系からの流出水等種類ごとの対策による公共用水域の水質浄化を図る。	・公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽等各種事業間の調整および効率的整備を行う。	・工場・事業場などの特定汚染源以外の市街地や農地などからの汚濁負荷の削減に努める。	
		・下水道、農村下水道等の整備促進、施設の適正な維持管理の推進を行う。	・飲用井戸、表流水等の水道水源及び水道水の水質を確保する。	・緩効性肥料や側条施肥田植機の普及など、農地からの負荷の削減対策を行う。		
		・浄化槽の普及啓発及び整備促進、浄化槽の適正な維持管理等を推進する。				
		・しゅんせつ、浄化用水の導入等の浄化対策を実施する。				
		・水質環境の改善、污泥メカニズムの解明等に関する調査研究を推進する。				
	数 値 目 標	・H22年度の汚水処理施設の人口普及率94%(H18年度88%)	・生活排水処理施設の整備率を90%にする。	・H22年度の下水道の処理人口普及率71.0%(H17年度62.9%)	・汚水処理人口普及率 目標：97.2%(H24) 現状：91.5%(H18)	
			・H27年度までに水道普及率を99%にする。	・H22年度の農業集落排水処理施設の整備172共用(H13年度104共用)		
				・H22年度の漁業集落排水処理施設の整備45集落共用(H13年度31集落共用)		
	閉 鎖 性 水 域 に お け る 水 環 境 	施 策				・諏訪湖及び野尻湖について、湖沼水質保全計画に基づき総合的な対策を行う。
						・諏訪湖の水辺マスタープランを策定し、ふれあいなぎさ整備事業を実施する。
数 値 目 標						

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
・木曾川右岸流域下水道や農業集落排水や浄化槽等、下水道の整備を促進する。	・下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の施設の整備を効率的・計画的に推進する。	・下水の高度処理や合流式下水道の改善など、下水道整備を推進する。	・下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活廃水処理施設の総合的、計画的な整備を進める。
・工場・事業場の排水処理施設の濃度規制や水質総量規制、ゴルフ場における農薬適正使用等、法令等による規制指導を行う。	・富栄養化の原因物質である窒素、リンの削減のため、下水道終末処理施設の高度化に努める。	・上水道における漏水の低減を図る。	・畜産経営に起因する水質汚濁を防止するため、畜産農家への巡回指導や家畜ふん尿施設の整備を行う。
・水質汚濁防止法に定める有害物質をしようする工場・事業場が廃止された際に、土地所有者等への指導を徹底する。	・浄化槽の適正な維持管理に関する指導・啓発を進める。	・下水処理水などを散水用水、水洗用水等に有効利用するとともに、空調設備の熱エネルギー源としても利用する。	
	・河川の水質事故の未然防止対策を適正に実施する。		
	・水質の保全を推進するため、全国基準より厳しい上乘せ排水基準を定める。		
	・生活排水対策計画を策定し、生活排水対策の実践活動の普及・定着を図る。		
	・水質異常事故の未然防止のため、工場や事業場からの排水を規制・指導する。		
	・底泥からの栄養塩の溶出の防止のため、覆砂等を推進する。		
	・海岸・河川堤防の整備や排水施設の整備等を推進する。		
	・H27年度下水道普及率を80%にする。(H18年度65.7%)		2010年度の生活排水処理施設の整備率を76.5%とする。(2006年度実績71.6%)
	・下水接続人口:33,589人(H17年度55,625人)		
	・H22年度農業集落排水処理施設の処理人口を18万人にする。(H18年度16.6万人)		
	・合併処理浄化槽人口:8,651人(H17年度8,365人)		
・第5次総量削減計画の達成状況を踏まえて、第6次総量削減計画の策定に向けての検討を行う。	・県域を超える河川や伊勢湾の水質浄化を、国や関係地方公共団体と共に行う。	・国及び関係地方公共団体に構成する伊勢湾再生推進会議を通じて、伊勢湾の水環境の回復を図る。	・伊勢湾の水質保全のため、工場や事業場に対し、総量規制基準の遵守を徹底する。
	COD、窒素及びびりん含有量を水質総量規制の対象とした第6次水質総量規制の実施。		
	「伊勢湾再生推進会議」伊勢湾再生行動計画による伊勢湾の浄化対策を推進する。		
	水質汚濁が続く油ヶ淵の浄化対策「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)」を推進する。		
	・油ヶ淵(H22年度まで):COD8mg/l以下		2010年度の伊勢湾の環境基準(COD)の達成率を63%とする。(2002~2006年度実績48%)
	・油ヶ淵(H22年度まで):DO3mg/l以上		
	・油ヶ淵(H22年度まで):透視度30cm以上・透明度1m以上		

## 【水環境】

	富山県	石川県	福井県	長野県
海洋環境の保全	・窒素・りん排出負荷量の削減等の富山湾水質保全対策を推進する。		・海域の水質保全を行う。	
	・(財)環日本海環境協力センターと連携した環日本海地域における海洋環境の保全を行う。		・海岸背後地の植栽や養浜、親水緑地等の整備による海岸環境の保全・復元を行う。	
水環境の監視等の体制の整備	・公共用水域及び地下水の水質調査、底質調査並びに有害化学物質調査を実施する。	・地下水使用状況の把握と使用合理化指導を行う。	・効果的な地下水調査による汚染の早期発見を目指す。	・河川、湖沼、地下水の水質保全を図るため、常時監視を行う。
	・定期的な地下水揚水量の実態把握や、地下水涵養に関する調査研究を行う。			・工場や事業場における排水の監視と適切な指導を行う。
				・水道水源保全地区の指定、水道水源ダムの水質監視などにより安全でおいしい水の確保に努める。



岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
	残された貴重な自然海岸、半自然海岸を、厳正に保全する。		水質浄化機能を維持向上するため、干潟等の保全や復元などの対策を進める。
			「みえのうみ」環境保全活動を促進する。
			環境浄化型漁業を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省中部地方整備局、富山県及び岐阜市と分担して、公共用水域の観測実施。</li> <li>岐阜市が30地点、国土交通省中部地方整備局が3地点で地下水質調査を実施する。</li> <li>地下水質の汚染が判明した場合は、市町村と連携して、迅速に公表・調査等の対応を行う。</li> <li>閉鎖性水域における生活系、産業系等の発生負荷量等を調査する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律の遵守状況の確認を行うために、計画的に工場・事業場への立入検査を実施する。</li> <li>メッシュ調査や定点調査等により地下水の汚染状況を把握する。</li> <li>地下水質測定計画に基づく監視調査の実施に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場からの排水の監視・指導を行う。</li> <li>水質汚濁の常時監視体制を維持し、効率的な監視を行う。</li> <li>地下水の汚染状況の常時監視を行う。</li> </ul>	

## 【土壌・地盤環境】

		富山県	石川県	福井県	長野県
土壌環境の安全性の確保	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地土壌汚染対策を推進する。</li> <li>・有害物質の地下浸透を防止する。</li> <li>・市街地等の土壌汚染対策を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質に汚染された土砂等の埋立て等への不利用の指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染が判明した時の、「指定区域」の指定と情報公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等に対して土壌汚染を発見したときの届出の徹底を図る。</li> <li>・有機化学物質等の地下浸透の防止に努める。</li> <li>・農村地域における化学肥料や農薬の5割削減など農業者の先進的な取組を支援する。</li> </ul>
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染物質濃度について、環境基準を達成維持する。</li> </ul>			
地盤環境の保全	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水条例により地下水の規制を行う。</li> <li>・地下水指針により地下水の保全と創水を図る。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水・生活排水に河川水やダムの水を利用することによる地下水の過剰揚水の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下対策として、内水対策が必要な河川に対する河川改修を行う。</li> </ul>
	数値目標			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下地域の地下水揚水量をH13年度レベル以下に抑制</li> <li>・地盤沈下地域の沈下量をH13年度レベルで維持</li> </ul>	

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査等の機会を捉えて法律の周知・徹底を図、土壌汚染に対する啓発を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H4に指定解除された犬山地域について、再汚染防止のため、農作物、土壌及びかんがい用水の調査を継続的に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・条例に基づき、土壌汚染対策を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等による地域の実情に応じた適切な対策を推進する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性を確認するため、農作物及び農用地におけるカドミウム調査を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地における適正施肥の推進に努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染を発見した時の届け出、有害化学物質を使用する事業場での定期的な土壌の調査等県独自の取組を進める。</li> <li>・ゴルフ場に関しては、事業者の自主検査を推進する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主規制の促進を図り、質・量両面から地下水保全対策を推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下防止のため、家庭用をのぞくすべての地下水の採取に関して規制・指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下や地下水位の観測を行うとともに、地盤沈下対策として、工場、事業場からの揚水量の削減指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢地域の地盤沈下防止のため、地下水等の観測や地下水の揚水規制を進める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「東海三県地盤沈下調査会」と連携し、地下水位等の調査を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下空間利用等に伴う地下水位低下や地価水脈分断等の環境保全上の支障の未然防止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下防止のため、工業用地下水の代替水源である工業用水道の利用促進に努める。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水位の低下情報や地下水情報の収集・活用を推進する。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年度1cm以上の地盤沈下域面積0km<sup>2</sup>(平成16年度3.3km<sup>2</sup>)</li> </ul>	

【廃棄物・3R】

		富山県	石川県	福井県	長野県
廃棄物等の発生抑制	一般廃棄物対策	・家庭、事業所からの一般廃棄物の排出抑制を推進する。	・レジ袋削減のため、個々の事業者とレジ袋削減協定の締結をすすめる。	「おいしいくい食べきり運動」を展開し、食べ残しごみの削減を呼びかける。	・長野県廃棄物処理計画(第2期)による廃棄物の減量と適正処理を推進する。
		とやま県民エコ実践大運動として、レジ袋無料配布の取止めやスポーツイベント等でコースカップを使用する取り組みなどを支援する。			・地域で活動するごみ減量・資源化を推進するリーダーの養成。
	産業廃棄物対策	・産業廃棄物発生抑制の推進を行う。	・産業廃棄物の資源化や減量化を進める。	・多量排出事業者における減量化やリサイクルを推進する。	
	数値目標	・H22年度一般廃棄物排出量399千t(H17年度436千t)	・可燃ゴミ排出量15年度比20%削減	・H22年度ごみの年間総排出量226千t(H16年303千t)	・一般廃棄物総排出量 目標: 696,000t(H22) 現状: 790,265t(H17)
		・H22年一般廃棄物最終処分量38千t(H17年度55千t)	・1人1日当たりごみ排出量を約800グラムにする。	・H22年度1人1日当たりごみ排出量753g(H16年1003g)	・一般廃棄物リサイクル率 目標: 30%(H22) 現状: 24.5%(H17)
		・H22年度産業廃棄物発生量5,239千t(H17年度4,512千t)	・容器包装廃棄物について、H19年度までに家庭からの排出量に対する収集量の割合を40%以上にする。	・H22年一般廃棄物最終処分量24千t(H16年54千t)	・産業廃棄物総排出量 目標: 3,611千t以内(H22) 現状: 3,585千t(H16)
		・H22年度産業廃棄物最終処分量182千t(H17年度313千t)	・用紙類の使用量15年度比3%削減	・H22年度産業廃棄物発生量3,870千t(H15年3,039千t)	・産業廃棄物最終処分率 目標: 2.0%(H22) 現状: 2.6%(H16)
			・産業廃棄物の最終処分量を平成9年度の2分の1以下に削減する。	・H22年度産業廃棄物最終処分量109千t(H15年80千t)	

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
・もったいないぎふ県民運動を推進する。	・「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」により、県民、事業者、行政等が連携してごみの減量化・資源化を推進する。	・レジ袋の更なる削減のため、レジ袋有料化を全市に拡大する。	・「ごみゼロ社会実現プラン」に掲げるごみ減量化に効果的な取組をモデル事業として実施し、ごみの排出量削減に取組む。
・「もったいない家族」の登録制度を実施する。	・県民一人ひとりが排出者であるという排出者責任の考え方の普及に努める。		・住民に対して、廃棄物の発生が少ない生活様式の普及啓発や支援を行う。
・産業廃棄物発生抑制の推進を行う。		「事業者向け3Rガイドライン」の普及などを通じて、事業者に対して、設計段階、仕入れ段階からの環境配慮の促進を呼びかける。	
・一般廃棄物排出量2010年度707(2004年度実績734)	・H23年度一般廃棄物の総排出量2,713千t(H17年度2,925千t)	・H32年度ごみ処理量54万トン(平成19年度68万トン)	・2010年度に一般及び産業廃棄物の最終処分総量を208千t/年(2006年度実績215千t/年)
・一般廃棄物中間処理による減量2010年度399(2002年度実績529)	・H23年度までに一般廃棄物最終処分量を約21%削減(H16年度に対して)	・H32年度総排出量104万トン(平成18年度108万トン)	・2010年度に家庭系ごみの排出量削減率を6.0%とする。(2006年度実績1.0%)
・一般廃棄物最終処分量2010年度73(2002年度実績105)	・H22年度むだや廃棄の少ない食事作りを積極的に行っている人の割合を50%以上にする。(H18年度35.5%)	・H32年度埋立量2万トン(平成19年度10万トン)	
・産業廃棄物(農業を除く)発生量2010年度4456(2004年度実績4183)	・H23年度産業廃棄物総排出量13,850千t(H17年度14,910千t)	・H22年度産業廃棄物排出量244万トン(平成14年度337万トン)	
・産業廃棄物(農業を除く)中間処理による減量2010年度2089(2004年度実績2230)	・H23年度までに産業廃棄物最終処分量を約21%削減(H16年度に対して)	・H22年度産業廃棄物の減量化・資源化量214万トン(平成14年度309万トン)	
・産業廃棄物(農業を除く)最終処分量2010年度307(2004年度実績249)		・H22年度産業廃棄物の最終処分量30万トン(平成14年度28万トン)	

【廃棄物・3R】

		富山県	石川県	福井県	長野県
循環資源の適正な循環的利用の推進	一般廃棄物対策	・資源ごみの分別排出の徹底による循環的利用の推進を行う。	・会社や家庭において、グリーン製品の調達が行われ、リサイクル品が積極的に使用されるよう促進する。	・リサイクル製品や再生資材等を率先して利用する。	・「信州リサイクル製品」の認定と利用促進により資源の循環的な利用を促進する。
		・自治体の資源ごみ回収を促進するために、資源ごみステーションの新設に対し補助を行う。	・農林水産物由来のバイオマス活用を促進する。	・分別収集品目を拡大する。	・家畜排せつ物や食品残さ等の未利用有機性資源の循環利用システムを構築する。
		・生ごみリサイクルや、廃食用油のBDFリサイクルの取組みを支援する。		・堆肥化施設の導入による未利用有機性資源の循環システム体制を確立する。	
		・大量消費、大量廃棄型ライフスタイルを見直し、省資源やリサイクルを推進する。			
	産業廃棄物対策	・循環資源の優先的利用、情報提供や技術的助言等、事業者による循環的利用の取組の支援を行う。	・3Rに関する自主的な取組を進める体制を整備する。		・建設副産物再利用のための情報交換システムの構築及び廃棄物の再利用・再資源化を推進する。
		・産業廃棄物の減量化及び循環的利用の促進、循環的利用の容易な製品の開発と循環資源の利用拡大の促進を行う。	・排出事業者や処理業者と地域の産業界との連携により、循環資源の円滑な流通のための仕組みを構築する。		・工業関係試験場等におけるリサイクル関連技術の研究開発、中小企業への開発支援を行う。
		・木材・木質の利用を推進し、木材資源の循環利用を進める。	・個別廃棄物のリサイクルについて、関係する法律や仕組み等について十分な周知を図る。		・県住宅マスタープランに基づき、環境に配慮した住宅の建設促進や建設廃材の減量化とリサイクルの推進を図る。
			・廃棄物の動きを量的に把握しながら、各主体の取組に対する評価と必要な指導、支援を行う仕組みを確立する。		
数値目標	・H27年度一般廃棄物の再生利用率25%以上(H17年度19%)	・一般廃棄物について、リサイクル率を23%以上にする。	・H22年度一般廃棄物のリサイクル率31%(H16年18.3%)	・一般廃棄物リサイクル率 目標:30%(H22) 現状:24.5%(H17)	
	・H27年度産業廃棄物の減量化・再生利用率96%以上(H17年度93%)	・食品廃棄物について、食品関連事業者と農業者等が連携して実施する食品リサイクル組織を平成18年度までに6件育成する。	・H22年度産業廃棄物のリサイクル量1,817千t(H15年1,512千t)		
		・建設副産物について、コンクリートは現状の97%以上、アスファルトについては97%以上、建設発生木材については95%以上を再資源化。	・H22年度未利用木質資源利用量289千立方メートル(H12年度263千立方メートル)		
			・H22年度県リサイクル製品認定数70(H17年度70)		
			・H22年度県リサイクル推進店登録数160(H17年度131)		
			・H22年度堆肥生産量154,000t(H17年度71,600t)		
		・H22年度堆肥施用面積20,000ha(H17年度7,200ha)			

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民、事業者、行政の代表で構成する「岐阜県循環型社会形成推進協議会」を開催し、自主的かつ積極的な取組を行う。</li> <li>・使用済自動車の適正処理やリサイクル法の分別収集等、循環資源の有効利用を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民、事業者、行政の役割や取組の目標を明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まだ使える粗大ごみの修理販売や、「市民工房」「修理教室」の提供・開催により、粗大ごみのリユースを促進する。</li> <li>・市民向け・海外向けに放置自転車の再使用を促進する。</li> <li>・子ども会や学区などが行う集団資源回収活動や市民団体が行うリサイクルステーション活動を支援する。</li> <li>・生ごみの資源化を促進し、家庭用生ごみ堆肥容器等の購入に対して補助を行う。</li> <li>・イベントなどでの使い捨て容器の使用を削減するため、食器洗浄機「アラウくん」の貸出しやリユースカップの使用を促進する。</li> <li>・リサイクル推進センターの運営や、名古屋リサイクル基金等、3Rの普及啓発活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の長期にわたる使用を促進する。</li> <li>・リサイクル製品の利用促進の啓発を行う。</li> <li>・RDF化施設、RDF焼却・発電施設等の処理工程全体の安全性確保を徹底する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物リサイクル認定製品の普及・信頼性を向上させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あいち資源循環推進センター」を設置し、民間から派遣された「循環ビジネス創出コーディネーター」とともに、循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水汚泥焼却灰の有効利用を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対して、ゼロ・エミッションに向けた取組を促進する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設廃棄物のリサイクルを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等の処理配分の優先順位に従って、事業活動に伴う環境負荷の軽減とリスク管理を推進する。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林系バイオマスの利活用を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環を推進する先導的で効果的なリサイクル事業を「エコタウン事業」と位置づけ、財源を含めた支援を行う。</li> <li>・あいち資源循環情報システムを構築し、情報整備、提供を行う。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物再生利用量2010年度235(2002年度実績174)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度までに排出量に対する再生利用量の割合を約29%とする(一般廃棄物)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年度に市町ごみ処理システム最適化検討市町数を29市町とする。(2006年度実績5市町)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物(農業を除く)再生利用量2010年度2060(2000年度実績1507)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度までに排出量に対する再生利用量の割合を約60%産業廃棄物)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年度に多量排出事業者における資源化率を39.5%とする。(2005年度実績37.5%)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル認定製品の累計数2008年度370(2004年度実績184)</li> </ul>			

【廃棄物・3R】

		富山県	石川県	福井県	長野県
廃棄物の適正な処理の推進	一般廃棄物対策	・環境への影響に配慮した一般廃棄物の適正処理の推進。		・分別収集の普及啓発を行う。	・市町村等のごみ処理施設の整備について、市町村等と連携して広域化に向けた検討を進め、施設の統合を促進する。
		・一般廃棄物に係る市町村間の施策の調整や、処理及び処理施設整備に関する市町村への技術的、財政的支援を行う。		・市町村段階における生ゴミの分別収集システムを構築する。	・デポジット制度など、生産する製品が廃棄物となった後まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」の原則を踏まえた施策の導入を国に働きかける。
	産業廃棄物対策	・産業廃棄物の適正処理の推進、保管基準を遵守した適正保管の指導、適正処理の確認徹底を行う。	・埋め立てる廃棄物は、減量化、無害化した後に処分するように指導する。	・廃棄物不法処理防止連絡協議会の活動を通じた意識啓発の強化を行う。	・県民総監視員としての不法投棄防止活動の広がりをめざした啓発活動を行う。
		・処理施設の計画的な整備、適正な立地、環境影響評価の実施、適正な運転及び維持管理の指導、廃止後の跡地利用に関して指導を行う。	・最終処分場の適正管理について、厳しい指導を行う。	・溶解炉を中心に管理型最終処分場を設置する。	・長野県廃棄物処理計画による廃棄物の適正処理を推進する。
		・公共関与による処理施設整備の必要性の検討、第3セクターやPFI方式等公共関与の手法の検討を行う。	・適正に管理された処分施設を県内にバランスよく配置する。	・「不法投棄100番」などの地域社会全体による監視体制の充実を図る。	・産業廃棄物管理票の適正使用など、産業廃棄物の排出事業者処理責任を徹底させる。
		・パトロール等による不法投棄防止、関係法令等の周知による不適正処理の防止等を行う。	・漂着ごみや災害廃棄物を適正処分する体制を構築する。		・不法投棄監視連絡員を配置し情報収集を行うとともに、夜間監視パトロールを実施し、大規模不法投棄の未然防止を図る。
		・廃止された焼却施設の安全で適切な解体を進める。	・廃棄物の不適正処理の未然防止、早期発見、早期対応、原状回復のための体制を充実する。		・PCBや農薬などの廃化学物質の適正管理・適正処理を徹底させる。
		・特別管理産業廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物の適正処理を推進する。	・業廃棄物の適正処理のために必要な民間主体の施設整備を促進する。		
			・PCB廃棄物の適正処理を進める。		
数値目標			・H22年度市町村の資源ごみ平均分別収集品目10品目(H12年度7.4品目)	・家畜排せつ物処理の施設化率 目標：88.5%(H24) 現状：81.9%(H17)	



岐阜県	愛知県	名古屋市長	三重県
・「空き缶クリーン・キャンペーン週間」や「長良川を美しくしよう運動の会」等、環境美化運動を促進する。		・ごみ・資源分別推進員を各区に配置し、ごみ・資源の排出調査や分別・排出状況の不十分な地域・共同住宅・資源の集積場所での啓発指導等を実施する。	・一般廃棄物の処理施設の整備を促進する。
		・公園・街路樹から発生する剪定枝等をチップ化・堆肥化し、市内の公園などで有効活用する。	
		・「第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の減量・適正処理を推進する。 ・地域説明会の開催、パンフレットの全戸配布により、第4次一般廃棄物処理基本計画の着実な推進を図る。	
・排出事業者に対する啓発活動や処理業者に対する立入検査等を実施する。	・多量排出事業者に対し、減量化・資源化の促進を行う。	・産業廃棄物多量排出事業者に対して、処理計画を提出させ、産業廃棄物の減量化、資源化を推進する。	・公共関与による新たな産業廃棄物処理施設の整備を推進する。
・不法投棄監視課を創設し、パトロール等の監視体制を強化する。	・排出事業者に対する立入検査(抜き打ち検査)や指導を行うことで、不適正な処理の早期是正と再発防止に努める。	・産業廃棄物処理業者に対して、立入検査などにより、適正処理の指導を行う。	・産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の確実な実施と電子マニフェストの利用拡大を指導する。
・「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーを実施し、県民に産業廃棄物に対する正しい認識と理解を得るとともに、事業者の適正処理の一層の推進を図る。	・地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備を促進する。	・産業廃棄物処理業者等から実績報告書を提出させ、産業廃棄物の処理・処分の状況の把握に努める。	・廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、監視指導を強化し、厳しい行政処分や告発を行う。
・警察官OBIによる産業廃棄物監視指導専門職を設置し、産廃処理業者に対する抜き打ち一斉点検の実施や不法投棄の未然防止に努める。	・監視パトロールを強化するなど、適正処理に関する監視・指導・取締体制の充実を図る。		・産業廃棄物の年間発生量が500トン以上の事業者の産業廃棄物の処理状況について、事業者による自主的な情報公開を進める。
	・愛知県産業廃棄物適正処理要綱に基づき、処理施設の立地、構造及び維持管理基準の遵守を通じて、排出事業者への指導を行う。		
	・愛知県産業廃棄物処理計画による産業廃棄物の適正処理を推進する。		
	・家電・建築廃棄物等に関しては、関係事業者に対する啓発等に努める。		
	・小規模畜舎における家畜ふん尿の適正処理の指導・普及に努める。		
	・事業者に対してPCBの管理・適正処理を徹底させるとともに、立入検査・指導を行う。		
・H22年度分別収集取組市町村目標数(全42市町村中) ガラス製容器:42市町村 その他の紙製容器包装:31市町村 ペットボトル、プラスチック製、アルミニウム製:42市町村 飲料用紙製容器:41市町村	・H28年度PCB廃棄物の処理:全量処理(H17年度4.2%)		・2010年度に新たに確認された産業廃棄物不法投棄件数の2006年度を基準とした削減率を40%とする。(2006年度の件数30件)

【化学物質】

		富山県	石川県	福井県	長野県
化学物質の実態把握	施策	・環境リスクが高いと考えられる化学物質の排出量等を把握するとともに、環境リスクの低減を図る。	・化学物質環境汚染実態の調査を実施する。		・有害化学物質による環境汚染の実態把握に努める。
	数値目標				
乱化学作用問題に係る内分泌かく組		・内分泌かく乱化学物質の実態調査を行う。		・環境ホルモンの環境影響や排出抑制技術等に関する調査・研究の推進と発生源に対する削減の指導を行う。	・国で行う総合的な調査・研究に協力しつつ、県内環境の把握や情報の収集・整理に努める。
特定化学物質の把握及び管理の改善の促進	施策	・有害化学物質の適正な管理を徹底する	・PRTR法に基づく排出量及び移動量の届出、条例に基づく取扱量の報告を徹底する。 ・化学物質の適正管理、適正使用を促進する。		・PRTR制度を推進し、化学物質による環境リスクを管理する。 ・事業場等における化学物質の適正な自主管理の促進及び排出源指導を行う。
	数値目標				
ダイオキシン問題への取組	施策	・ダイオキシン類の発生抑制や廃棄物の効率的処理、有効な熱利用のための広域処理の推進等を行う。	・ダイオキシン類環境調査を実施する。	・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく指導の徹底を行う。 ・ダイオキシンの実態調査及び人の摂取量についての調査研究を推進する。	・長野県ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ焼却施設設備の促進や産業廃棄物焼却施設への監視指導によるダイオキシン類の排出削減を行う。 ・ダイオキシン類等の有害化学物質による環境汚染の実態把握に努める。
	数値目標	・H22年度ダイオキシン類環境基準の達成率100%。		・大気、水質、土壌におけるダイオキシン類の環境基準達成率を100%で保つ。	・大気(ダイオキシン類等有害化学物質を含む)の環境基準達成率 目標:100%(H24) 現状:100%(H18)
農業リスク対策	施策	・エコ農業推進方針に基づき、化学肥料・農薬の使用削減を推進する。	・化学肥料や農薬等に過度に依存しない生産手法の開発を目指す。	・農薬や化学肥料を極力使用しない栽培技術の研究・推進を行う。 ・無農薬・無化学肥料栽培農産物など「福井県特別栽培農産物認証制度」等の普及を行う。	・農村地域における化学肥料や農薬の5割削減など農業者の先進的な取組を支援する。
	数値目標				・化学合成農薬の使用量 目標:70kg/ha(H24) 現状:87kg/ha(H17) ・化学肥料の使用量 目標:54kg/ha(H24) 現状:87kg/ha
リスクコミュニケーションの推進	施策	・工場・事業場等に対する化学物質管理指針の策定とリスクコミュニケーションの推進を図る。 ・事故の未然防止を図るため、事業者・行政からなる意見交換会で環境保全技術やノウハウの伝承等について検討し、その成果を普及する。	・有害性のある化学物質に関する情報をホームページ等で提供する。	・研修会等を通じた化学物質安全データシートの活用等の周知を行う。	・県民への有害化学物質に関する的確な情報提供を行う。
	数値目標				
その他		・河川水質、大気、土壌等の環境調査を実施する。			

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
・フェロシルトの撤去状況及び進捗状況を確認し、早期全量撤去に向けて指導を行う。	・様々な法律等により規制されている規則や指導を徹底する。	・ダイオキシン類等の有害化学物質の環境濃度等について、実態調査を実施する。	・化学物質による汚染状況を把握するために定期的な調査、工場や事業場に対する指導等を行う。
・2010年度：有害化学物質の大気・水質に係る環境基準の達成率100%。2002年度実績98%			
・環境ホルモン等環境汚染化学物質に関する情報交換・調査を総合的、全庁的に促進する。			
・事業者の適正な管理及び自主的な排出削減を図る。	・排出量や廃棄物に含まれる移動量を毎年届出し、化学物質事業者による自主管理の改善を促進し環境への排出量を削減する。	・PRTR法等に基づき、化学物質の事業所からの排出量を把握する。	・事業者による化学物質の排出状況の把握・公表と自主的な排出削減への取組を促進する。
・県独自に特定化学物質届出件数の集計を行い、事業者の適正な管理及び自主的な排出削減を図る。	・生活環境保全条例に基づき、特定有害物質等を取り扱う事業者に対し指導を行う。	・法・条例に基づき、化学物質の自主的な管理の改善を指導する。	
		・H22年度PRTR法に基づく化学物質の届出排出量の合計低減（平成16年度3,000トン/年間）	・2009年度に届出化学物質排出量を7600トンとする。（2005年度実績8342トン）
・ごみ処理広域化計画により、ダイオキシン類の排出抑制を図る。	・ダイオキシン類等の排出施設に対して立入検査を行い、測定の実施、基準の遵守、適正処理等の指導を行う。		
・ダイオキシン類の常時監視を行う。			
	・速やかにダイオキシン類に係る環境基準をすべての地点で達成する。		・工場・事業場のダイオキシン類に関する排出基準適合率を100%とする。（現状地100%）
・安全・安心な農産物の提供や環境への負荷低減のため、従来の農業に比べて化学合成農薬、化学肥料をそれぞれ30%以上削減する「ぎふ・クリーン農業」の推進を行う。	・農薬取締法に基づく農薬の使用基準の遵守などの指導を行い、土壌汚染防止に努める。		
・事業者と地域住民で情報共有・意見交換を行い、信頼関係を構築する「リスクコミュニケーション」を普及させる。	・情報の共有と化学物質に関するコミュニケーションの推進を行う。	・化学物質情報提供システムの運用など、わかりやすい情報提供に努める。	
	・有害化学物質による汚染状況を公表し、原因者負担のもと、原因者における適切な取組を促進する。	・「なごや化学物質リスクコミュニケーション懇談会」を開催し、化学物質に関する情報共有を行う。	
	・リスクコミュニケーション実施事業所数2010年度30(2004年度実績11)		
	・災害時における有害物質の漏出・拡散防止策を実施する。		

【自然環境】

		富山県	石川県	福井県	長野県
重要地域や里地里山の保全と持続可能な利用	施策	・山岳自然環境の保全と適正な利用の推進を行う。	・県自然環境保全地域の自然環境の維持を図る。	・国立公園、国定公園、県立自然公園等の適切な保全、管理を行う。	・県自然環境保全地域、郷土環境保全地域等について、地域特性に応じた自然環境の保護・保全を図る。
		・自然環境保全地域等の新設や、指導員による巡視、指導、取り締まり等を行う。	・森林保全基金により森林整備事業を進める。	・生物多様種保全や景観保全の観点による自然環境保全方針を策定する。	・集落周辺の里山について、森林所有者を含む地域住民と森林づくりに関心を持つ人々の協働による森林の整備・利用を支援する。
		・自然環境指針を踏まえ、各種開発事業に際して適正な指導・助言を行う。	・適切な森林の整備と管理を推進する。	・鳥獣保護区の新規設定における自然公園制度や国の「緑の回廊計画」等との連携を図る。	・市街地周辺の自然環境等を保全するため、自然環境保全条例に基づき郷土環境保全地域の指定を行う。
		・水と緑の森づくり税を財源とした里山再生や、森林教室等での普及啓発を行う。	・県民、事業者、NPO、行政の協働により、里山等の身近な自然の保全再生を推進する。	・子供たちの遊び場や自然体験・環境学習の場としての里地里山の保全・活用を目指す。	・環境保全活動に熱心な企業と連携し、森林整備を促進する「森林(もり)の里親事業」を実施する。
			・里地や棚田等の耕作放棄地の発生の防止を推進する。	・里山や田園地域の保全等による環状緑地の形成を図る。	・天然林施業・複層林施業など適正な森林造成や間伐を実施する。
			・里山保全再生協定により森林管理を進める。		・上下流域、ボランティアや企業との連携による森林整備を行う。
					・ペレットストーブ・ボイラーなどの導入促進により、木質バイオマスの利用を図る。
数値目標	・H27年度に、新たな取組みによる森林整備面積を、里山林で2,000ha、混交林で2,000haにする。	・里山保全再生協定の類型認定数を10協定とする。	・「重要里地里山」の保全対策を10カ所で実施する。(H13年度なし)	・間伐面積 目標: 24,000ha (H24) 現状: 18,000ha (H19)	
		・行政及び民間主催の森林・里山保全活動を年間100回程度実施する。	・H22年度の森林の整備を121.6千haにする。(H13年度117.3ha)	・森林(もり)の里親受入れ市町村 目標: 40市町村 (H24) 現状: 22市町村 (H19)	
		・森林・里山保全活動の指導者数を300人にする。	・H22年度の間伐材使用量を20,000立方メートルにする。(H13年度12,092立方メートル)		
		・森林中の保安林率(国有林も含む)を30%にする。	・H22年度の木材の利用量を370千立方メートルにする。(H13年度253千立方メートル)		
		・H18年度までに4000haの農地での中山間地域等直接支払制度を実施する。	・森林整備を担う人材を800人にする。(H13年度660人)		
野生生物の保護管理	施策	・生態調査の実施や、保護指針の策定等を行い、貴重な野生生物の保護を行う。	・県内に存在する動植物の生息・生育状況を把握し、普及啓発を図る。	・福井県版レッドデータブック(植物編)の作成や自然環境情報の集積を行う。	・希少野生動植物の保護回復事業計画の策定を進め、市町村やNPO等との幅広い連携により実効性のある保護対策に取り組む。
		・生息・生育環境の悪化や消失がみられる地域では、ピオトープ事業の導入、外来植物除去事業等を行う。	・緊急に保護を要する種の保護と生息環境の改善・復元を進める。	・地元住民やNPO、ボランティア等と連携した希少野生生物の生息地の維持管理を行う。	・緩衝帯としての森林・荒廃農地の整備、防護柵設置の支援など集落周辺の環境整備により、人と野生鳥獣の住み分けを図る。
		・様々な環境における種の多様性の情報を得るため、各種調査を行う。	・外来種に関する生息・生育状況を把握し、外来種の放出防止に関する普及啓発を推進する。	・移入種の進入防止や駆除対策について検討を行う。	・ブラックバスなどの外来魚対策や、カワウ、ミンクなどによる漁業被害を軽減するための活動を支援する。
		・人と軋轢のある野生生物との共生を推進する。	・特に悪影響を及ぼす特定外来種を定め、個体数の抑制と農林水産業や生態系への被害の防止を図る。	・中山間地域等直接支払制度の推進による自然生態系の保全に資する取組の支援を行う。	・特定鳥獣保護管理計画を策定し、計画的な個体数調整、生息環境管理、被害防除等を行う。
数値目標	・現在の生息生物種を維持する。	・県内の絶滅種をこれ以上増やさないように努める。		・希少野生動植物保護回復事業による計画策定数 目標: 10種 (H24) 現状: 2種 (H18)	
	・植生自然度が10または9の地域や自然環境指針に示す評価Vの地域を厳正に保全する。	・「ふるさと環境条例」に基づく希少野生動植物種20種以上、保護地区3地区程度の指定を目指すとともに、保全対策を講じる。		・ニホンジカの生息数 目標: 31千頭 (H22) 現状: 62千頭 (H18)	
	・希少野生動植物の個体数を維持する。				

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
・集落周辺や里山林等の自然生態及び里山文化を保全する取組み。	・土地利用状況の推移等を踏まえて、自然公園の区域及び公園計画について順次見直しを行い、自然公園の保護及び利用の適正化を図る。	・野鳥保護区として市内17箇所を指定し、案内板の設置で市民に周知して、冬季に野鳥の給餌を行い、保護区の保全を図る。	・森林環境、農地環境、沿岸海域環境等の保全を進める。
・里山林利用の検討会等、地域人材の育成と活用を促進する。	・薬剤散布や立木駆除等の松くい虫被害対策を推進する。	・ラムサール条約湿地である藤前干潟の保全と活用を推進する。	・三重県自然環境保全地域の指定・管理を行う。
・乗鞍スカイラインのマイカー利用規制や、乗鞍環境安全税の創設等により、乗鞍地域の環境保全を推進する。	・愛知万博の原点である「海上の森」の保全・活用の取組の拠点として、「あいち海上の森センター」を開設し、里山の保全・活用を行う。		・公共事業に当たった環境配慮の徹底を図り、環境保全型農業の推進による環境負荷の低減を促進する。
・「新緊急間伐推進5ヶ年計画」に基づき、県民協働による森林づくりを行う。			・二次林や農地、山地や台地等を文化的景観として保全する。
・間伐実施面積2009年度に74000ha(2004年度実績12118ha)	・H22年度干潟・浅場の造成、覆砂の実施を80haにする。(H18年度33ha)		・2010年度の多様な自然環境の保全面積を53535haにする。(2006年度実績53485ha)
・育成複層林面積(多様な森林づくり面積)年度年度実績	・間伐の実施面積を毎年度4,800haにする。(H18年度4,059ha)		・2010年度の里地里山保全活動計画認定団体およびみんなで自然を守る認証団体累計数を47団体にする。(2006年度実績21団体)
・保険保安林の指定面積(民間林)2018年度10800(2004年度実績6658)	・H30年度林業活動では整備が困難な奥地、公道沿いの森林(人工林)の間伐を15,000haにする。		
・野生鳥獣の保護やカワウ食害の防止、森林づくりを積極的に促進することで、野生生物の生息地・生育地を保護する。	・希少種野生動物を適正かつ効果的に保全するため、生態系を構成する多様な生物種と地形・地質等の総合的な保全を推進する。	・特別緑地保全地区制度等による緑の保全などにより、生態系の保全を図る。	・貴重・希少な野生動植物の保護を進める。
・「岐阜県希少野生生物保護条例」に基づき、指定希少野生生物の保護を図り、生息・生育状況を確認しながら種及び保護区のさらなる指定に努める。	・保全すべき生態系を「里山」「沿岸域」「湿地・湿原」「奥山」に区分し、それぞれの保全の考え方を策定し、生態系・希少種の保全を行う。	・名古屋市版レッドリストの見直しを行う。	・地域の特性を活かした生態系の保全を促進する。
・特定外来生物の生息・生育状況を把握し、より効果的に防除できるよう努める。	・レッドデータブックあいちの作成し、希少種の保護、保全を行う。		
	・生成物多様性情報システムを構築し、希少種の位置や分布状況等の情報提供を行う。		
	・鳥獣害対策として、農業被害回避対策や研修会の開催、鳥獣害対策相談員の設置など、農林水産業者等への啓発、指導を実施する。		
・指定希少野生生物の種の数2010年度に20(2004年度実績16)	・H27年度自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区の総量を維持する。(H18年度自然環境保全地域13地域261.08ha、自然公園88,838ha、鳥獣保護区67箇所26,121ha)		・2010年度に県指定希少野生動植物種の保護管理計画策定累計数を8種にする(2006年度実績なし)
・指定希少野生生物の保護区の数2010年度に7(2004年度実績5)	・H27年度県内で確認された野生動物植物の種数を維持する。(H13年度動物約7,620種、植物約3,780種)		

【自然環境】

		富山県	石川県	福井県	長野県
国土の空間特性・土地利用に応じた施策	施策	・ピオトープによる自然と共生した地域作りを図る。	・都市緑化を推進する。	・都市公園の整備や道路の緑化等による田園地帯から市街地への緑の連続性の確保を行う。	・地域の特色を生かした都市公園の整備を進め、県民が頼る「みどり」とオープンスペース」の確保を図る。
		・景観条例に基づきうるおいある景観づくりを推進する。	・都市公園等整備事業を計画する。	・市街地周辺等における生活環境・自然環境を保全・創出するための森林整備を行う。	・公園法や長野県自然環境保全条例等に基づく、公園計画の見直しや各種行為規制を行うとともに、保全のための地域指定や自然保護に関する協定の締結などにより、保護・保全を図る。
		・自然生態系と共有する産業・農村基盤整備を推進する。	・自然公園の適切な管理により、保護と利用の調和を図る。	・都市の個性に合わせた適切な土地利用や都市基盤整備を推進する。	
		・花と緑の新世紀プランと森林・林業新世紀ビジョンに基づき、緑の保全と創造に関する施策を推進する。	・県民、事業者、NPO、行政の協働により、地域における花や緑の植栽を進める。	・道路緑化による放射状緑地の形成を図る。	
		・多自然型川づくりの方針に基づく生物の生息・生育環境や自然景観の保全の観点からの川づくりを推進する。		・公共事業における多自然型工法の採用や学校ピオトープの整備への技術的支援を行う。	
	数値目標	・H27年度都市公園面積を740haにする。(H18年度713.1ha)	・1人あたり都市公園面積を18㎡にする。	・H22年度の道路緑化200(H4年度を100とする。(H13年度は164)	・H24年度多自然型川づくり延長136km(H18年度130km)
		・H27年度道路緑化延長を240kmにする。(H18年度221.4km)		・H22年度有機農産物等栽培面積2,000ha(H13年度299ha)	
				・H22年度1人あたり都市公園面積を18㎡にする。(H13年度13.56㎡)	

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
・自然環境に配慮した砂防事業や竹林整備事業等、身近な自然環境の保全に努める。	・第4次緑化基本計画に基づき、公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成等を行う。	・緑のまちづくり条例の制定により、良好な都市環境の確保を推進する。	・都市地域における緑地保全と創出・都市公園の整備を進め、身近な緑の保全・創出を行う。
・全県花か街道整備事業や花やかロード事業等、「花の都ぎふづくり」を推進する。	・市町村都市緑化基金への助成、普及啓発活動、調査研究を行う「愛知県都市緑化基金」の造成を推進する。	・大規模な公園・緑地について、大規模な公園・緑地について、地域の特性や自然環境をふまえながら、整備を行う。	・多様な水辺環境保全のため、多自然型川づくりや自然環境に配慮した砂防事業を進める。
・都市公園の整備や街路に植栽をすることによって、都市環境の整備を行う	・森林等の緑の保全や都市空間における緑化の推進に努める。	・中規模公園(4ha以上)の新設または改良工事を実施する。	・乱雑な広告物を禁止し、周囲と調和のとれた良好な広告景観を確保する等、都市景観の保全・創出を行う。
・「歩行者に安全で優しく明るい魅力的な街づくり」や違反広告・屋外広告の規制等、良好な景観の形成を行う。		・街区公園の適正配置促進学区の解消をめざし、街区公園を設置する。	
・農業用水利施設等、豊かでうまいのある農村空間の多面的な整備を実施する。		・小公園(4ha未満)の新設・改良を行う。	
・ホテルやトンボの生息等、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を促進する。		・水源地域における植林や育林など、水源地域における森林の整備を実施する。	
		様々な生物が生息できる環境をめざした「多自然川づくり」を、河川やため池で推進する。	
		・生物の生息拠点となる公園や、道路の緑地帯の整備を行う。	
		・港湾部の自然環境の保全や港湾緑地の整備など、環境と共生する港づくりを推進する。	
・ピオトープの設置地区数2010年度に14(2004年度実績8)	・H22年度都市公園の一人あたり整備量を10㎡にする。(H18年度7㎡)	・H22年度公共・公益施設の屋上・壁面緑化面積増加(平成16年度累計10,072㎡)	・2010年度に多自然に配慮した河川の護岸整備済みの延長を66kmにする。(2006年度実績51km)
・ぎふクリーン農業表示制度における生産登録面積2008年度に10000ha(2004年度実績5178ha)		・H22年度市民1人当たりの都市公園等の面積10㎡(平成17年4月現在9.2㎡)	・2010年度に重点地域において、市町、県が制定した景観や屋外広告物に関する条例等の件数を20件に。(2006年度実績16件)
・景観計画の数2010年度6(2004年度実績0)		・H22年度市民参加によって景観づくりをすすめている地域数11地域(平成17年度9地域)	
・良好な景観づくりに向けて活動をしている住民組織の数2010年度49(2004年度実績43)			

【自然環境】

		富山県	石川県	福井県	長野県
自然とのふれあいの推進	施策	・ナチュラリスト等によるモラル・マナー等の普及啓発、ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストの養成を行う。	・ピオトーブ等身近な自然の保全・復元活動を通じ、自然環境に対する理解を深める。	・自然観察会や自然の姿を五感で体験する講座等自然を体感するソフト事業を充実させる。	・自然保護レンジャーによる自然公園などの適切な利用者指導を行う。
		・ナチュラリスト等による種の多様性等に関する普及啓発を行い、さらに生物多様性に関するガイドブックを普及する。	・行政と民間団体・事業者との協働を促進し、多彩な自然を活かした「いしかわ自然学校」を充実させる。	・子供たちの自然環境への理解を深めるパンフレットを作成する。	・森林資源を活用した「癒し空間」としての森林セラピー基地などの体制整備を支援する。
		・自然とふれあうイベントの開催や情報の提供により、自然とふれあう機会を確保する。	・自然体験活動の機会を提供する。	・地域の豊かな自然・文化や農林漁業体験を楽しむエコツーリズム、グリーンツーリズムを推進する。	・自然公園、中部北陸自然歩道における標識、遊歩道などの施設の補修、整備を行う。
			・グリーン・ツーリズムに係る普及啓発と受入体制の整備を促進する。		・登山道利用者の協力を得て、山小屋関係者等が行う登山道の維持・補修体制を構築する。
					・戸隠森林学習館、体験学習の森、自然保護センターなどを積極的に活用する。
				・都市交流施設・滞在型市民農園などを活用し、農林業体験などグリーンツーリズムの促進を図る。	
数値目標	・H27年度グリーンキーパー数2,000人(H18年度1,632人)	・H18年度までに、グリーン・ツーリズムインストラクター人数が50人になるよう目指す。		・都市農村交流人口 目標: 540,000人(H24) 現状: 514,000人(H17)	
	・H27年度のナチュラリストの認定者数780人(H18年度607人)	・H18年度までに、グリーン・ツーリズムに係る受入施設数が300施設になるよう目指す。			
	・H27年度のジュニアナチュラリストの認定者数420人(H18年度162人)	・「いしかわ自然学校」全体の年間参加者を3万人にする。			
	・H27年度に、県民参加による森づくりの年間参加延べ人数を現在の約4倍の7,000人にする。				
その他	・自然環境に係る調査の実施、資料の収集等を行う。		・自然保護センター、海浜自然センター等を中核とした地域支援ネットワークの形成を目指す。		



岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
・自然公園・長距離自然歩道や森林レクリエーション施設を整備する。	・緑化運動や緑の少年団の育成、緑化研修等を通して、緑化の推進に関する普及・啓発等を行う。	・民有樹林地などを借り上げ、市民緑地として開放する。	・自然とのふれあいを図るため、公園利用施設や自然遊歩道、森林等の整備や安全確保を行う。
・ため池や農業用排水路等を、自然とふれあう場となるよう改修し、地域住民が中心となって施設の維持・保全を行う。	・生物の生息・生育のためだけでなく、地域住民と自然とのふれあいの場であるため、保全・利用を推進する。	・風致地区内建築等規制条例により、自然的景観の保全に努める。	
・農村地域のビオトープ化を推進する。	・里山保全アドバイザー養成講座を実施し人材育成や交流を行うことにより、里山保全活動の活性化を促進する。	・「なごや東山の森づくり」「なごや西の森づくり」「オアシスの森づくり」等の市民の森づくりを推進する。	
・豊かな森林を健康増進の場として活用するとともに、山村地域の活性化を図るため、広域森林保養圏構想を推進する。	・生物の生息・生育のためだけでなく、地域住民と自然とのふれあいの場であるため、保全・利用を推進する。	・収穫体験や市民農園等自然を体験し学習活動ができる環境づくりを推進する。	
・自然ふれあいサポーターの登録人数2010年度80(2004年度実績65)	・あいち海上の森センターでの県民参加体験事業の参加者数を毎年度1,100人にする。(H18年度1,055人)		・2010年度に自然環境とのふれあいの場の満足度を64点にする(2006年度実績57点)
・一学校一森林づくりの学校林2008年度85(2004年度実績40)			
	・自然環境基礎調査を継続的に実施する。	・生物多様性なごや戦略の策定を行う。	・保全活動を行う団体への情報提供や技術的支援を行う。

【各種施策の基盤・各主体の参加】

		富山県	石川県	福井県	長野県
環境教育・環境学習の推進	施策	・子どもエコクラブ活動を推進する。	・学校、保育所等において、さらに環境教育を推進する。	・原子力発電所がある関係から、特にエネルギー教育に力を入れて推進する。	・教育現場や社会における指導者向けの研修を実施する。
		・各種啓発教材の整備を進める。	・地域、家庭及び職場において、県民が環境学習できる機会や方法を講じる。	・県民・事業者・団体の活動、交流、情報収集・発信の場となる学習拠点整備を検討する。	・みどりの少年団や子どもエコクラブなどの活動を支援する。
		・学校での環境教育・学習を充実させる。	・環境保全活動団体による環境学習の機会の提供を促進する。	・指導者養成や周辺環境を活かした施設整備の支援等、森林環境教育の総合的推進を図る。	・児童生徒の興味・関心を高める環境教育や自然とのふれあい活動を推進する。
		・環境学習プログラムの普及や、イベント等の場や機械の増大を図る。			・各種講座、自然観察インストラクターを活用した自然観察会の開催など、環境学習の機会を充実させる。
		・北東アジア地域での青少年向けの環境教育事業を実施する。			・県民の自主的な林業技術の取得や環境教育の場として県有林を活用する。
					・戸隠森林学習館、体験学習の森、自然保護センターなどを積極的に活用する。
	数値目標		・毎年、10カ所以上の町会等において環境講座が開催されるよう目指す。	・小・中学校の総合的な学習時間における環境教育の取組を100%にする。	・子どもエコクラブ登録数 目標：120クラブ(H24) 現状：109クラブ(H18)
			・毎年、10カ所以上の事業所において環境講座が開催されるよう目指す。	・H22年度子どもエコクラブ数220クラブ(H17年度57クラブ)	・環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数 目標：400人(H24) 現状：372人(H18)
			・毎年の子どもエコクラブ数が30クラブになるよう目指す。		
環境保全活動の推進	施策	・「とやまエコライフ・アクト10宣言」キャンペーンを展開する。	・空き缶のポイ捨てが減るよう、県民、事業者、NPO、行政が協働して清掃活動や啓発活動を進める。		・信州豊かな環境づくり県民会議との連携による各種キャンペーンの実施やイベントの開催により、県民、事業者、行政が連携しながら環境保全を進める。
		・レジ袋無料配布取止め等を契機としたエコライフの普及を図る。			
		・スポーツイベント等でのリユースカップのモデル導入を実施する。			・農村地域における農地・水・環境の適切な保全・管理等を図るため、地域ぐるみで行う共同作業と化学肥料や農薬の5割削減など農業者の先進的な取組を支援する。
		・幼児とその保護者を対象に、はじめてのエコライフ教室を開催する。			
		・NPO等の活動を支援するほか、連携して研究を行うなど協働を進める。			
		・民間団体の環境保全活動の支援、事業者の自主的環境保全活動の推進を行う。			・消費生活センターにおける消費生活教室など、環境に配慮したライフスタイル、消費行動の実践を促進する。
		・県民参加による新たな環境保全のための仕組みとしての「環境とやま県民会議」の活動を支援する。			・環境保全に配慮した農業生産者をエコファーマーとして支援する。
		・とやま環境財団を拠点とした普及啓発活動の実施、環境保全活動の参加促進を行う。			
		・10歳で10の取組みに10週間取り組む「とやま環境チャレンジ10」を推進する。			
	・事業者や県民等の参加を得て、ごみの持ち帰り等のクリーン作戦を推進する。				
・「富山県エコイベント実施方針」に基づき、県主催又は共催のイベントについて環境に配慮する。					
目数目標			・H22年度クリーンアップふくい大作戦参加者数100,000人(H13年度71,670人)	エコファーマー認定人数 目標：5,000人(H24) 現状：1,297人(H17)	

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
・教員研修の充実等、教えることのできる人材の育成と活用を促進する。	・自ら責任のある行動を持って環境社会の形成に主体的に参画できる人材の育成を目指す。	・環境学習の拠点施設として、環境学習センター「エコバルなごや」の機能を充実し、環境教育の推進を図る。	・三重県環境学習情報センターの充実と活用を進め、社会・学校教育施設等との相互連携を深める。
・子どもでも環境について学べる学習の機会の提供と活用を促進する。	・ネットワーク化等、県民が気軽に環境について学べる機会の提供に努める。	・「環境首都なごや」を支える「人づくり」「人の輪づくり」をめざす「なごや環境大学」を推進する。	・指導者の育成と確保を図り、派遣制度の整備と活用を図る。
・里山林利用の検討会等、地域人材の育成と活用を促進する。	・子どもエコクラブ活動への支援を行う。	・持続可能な社会に向けて、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の取り組む環境教育を行う。	
・学校や企業、地域コミュニティなどに、県職員や地域の人材を派遣し、岐阜県環境学習出前講座(ECO講座)を行う。	・あいち環境学習推進協議会を開催し、環境学習事業の評価や検討を行う。	・市内の保健所において、地域に応じた環境教育の場として、区の特徴を活かした環境教育事業を展開する。	
・一学校一森林づくりを推進する。	・「あいち環境学習プラザ」「もりの学舎(まなびや)」等の環境学習の拠点施設を整備する。		
・環境学習地域ボランティア人材登録人数2010年度120(2004年度実績77)	・もりの学舎への来館者数を毎年3万人にする。	・H22年度環境問題に関する講習会やセミナーに参加する人の割合20%(平成15年度14.4%)	2010年度の環境教育参加者数を22500人とする。(2006年度実績20508人)
・環境カウンセラーの登録人数2010年度100(2004年度実績59)			
・子どもエコクラブ登録クラブ数2010年度70(2005年度実績84)			
・子どもエコクラブ登録人数2010年度2300(2004年度実績1898)			
・環境ポータルサイト「岐阜県まると環境バビリオン」アクセス件数2010年度360万件(2004年度実績301万件)			
・NPO・ボランティア団体への支援等、県民協働による環境保全活動の推進を図る。	・地域における環境の状況を把握し、その保全に関する活動を推進するため、地域環境保全委員会を設置する。	・毎月8日を「環境保全の日」として、市民・事業者・行政の具体的な行動への取り組みを促進する。	
・「空き缶クリーン・キャンペーン習慣」や「長良川を美しくしよう運動の会」等、環境美化運動を促進する。		・市民や事業者、行政が環境問題をとらえ、よりよい環境づくりに向けて具体的な行動を実践する機会として、「環境デーなごや」を実施する。	
・環境月間、県民環境の日における普及啓発を実施する。			
・岐阜県環境づくり県民会議参加団体数2010年度220(2004年度実績213)		・H22年度エコライフに取り組んでいる世帯の割合約8割(平成19年度約7割)	・2010年度に普及啓発を実施した対象人員の数を13,700人とする。(2006年度実績9,156人)

【各種施策の基盤・各主体の参加】

		富山県	石川県	福井県	長野県
社会経済のグリーン化推進に向けた取組	施策	・経済的手法等により、環境産業の育成・支援を行う。	・環境ビジネスについて需要の把握とビジネス化の可能性を探る。	・環境関連ビジネス分野において新たな事業を展開する中小企業の支援を行う。	・事業者の環境マネジメントシステムの構築に向けた普及啓発を行います。
		・グリーン購入を推進する。	・エコアクション21が承認制になったことから、事業所版ISOによる全体の底上げを図る。	・事業者への環境報告書などの手法の普及を図る。	・中小企業融資制度資金などを活用して、中小企業の温暖化対策に必要な資金をあっせんする。
		・リサイクル製品やエコショップ等の	・開発事業における環境配慮指針の普及を図る	・「グリーン購入ふくいネット」を通じたグリーン購入の普及啓発を行う。	・工場等の事業者の公害防止設備投資を支援
			・地産地消に係る普及啓発と県産食材と県産材の活用促進を図る。	・福井県環境ISOネットワークを充実・強化する。	・環境管理システムやグリーン購入などに関する情報提供による、県民・事業者の自主的取組を促進する。
			・環境保全型農林業や環境配慮型生産基盤機構を推進する。	・環境関連産業の育成・振興を助長する補助・融資等を支援する。	・公共事業における、県民意見の反映を目指すPI手法の活用や多自然工法を採用する。
			・金融機関における環境関連商品を県の公共事業で評価する等、社会的な環境整備を行う。	・環境関連産業に対して、新事業コーディネーターや中小企業アドバイザー等の専門家による相談、診断、助言を行う。	・県産材を活用した住宅や公共施設の建設を促進する。
			・グリーン購入を推進する。	・環境ビジネス展の開催や県外で開催される環境ビジネス展等への企業出展の支援を行う。	
			・間伐材等木材の公共工事における利用を推進する。		
	数値目標		・環境にやさしい製品の使用99%達成	・H22年度には全市町村でグリーン購入を取り組む	・環境マネジメントシステムの認証登録件数 目標：750件(H24) 現状：542件(H18)
			・木材需要量における県産材の自給率を40%に高める。	・H22年度グリーン購入ふくいネット会員数500(H13年度328)	・民有林の素材生産量 目標：213千㎡(H24) 現状：160千㎡(H19)
		・家庭版環境ISOの取り組み家庭数500家庭			
		・地域版環境ISOの取り組み地域数30カ所			
		・学校版環境ISOの取り組み学校数40校			
地域づくりにおける取組の推進	施策	・歴史的文化遺産の保全と景観配慮を行う。	・県民、事業者、NPO、行政の協働により、地域の歴史的文化的な景観の保全と創出を進める。	・環境ふくい推進協議会の機能の充実による行政と各種対との連携の強化を図る。	・県温暖化防止活動推進センターと連携し、県民、事業者、行政の協働による温暖化防止のための活動を行う。
		・景観アドバイザーの派遣や住民協定への支援、優れた景観眺望の指定などを推進する。		・重要伝統的建造物群保存地区の歴史的風致を維持する。	・森林整備協定や水源の森基金を通じた、河川の上下流域の住民の交流を推進する。
	数値目標			・H22年度には全市町村を環境基本条例制定市町村かつ環境基本計画策定市町村にする。	
環境影響評価等		・環境影響評価条例等に基づく適切な環境影響評価を推進する。	・環境影響評価制度による各種手続きを適切に進め、また技術指針の充実を図る等して、事業実施にかかる環境影響を最小限にする。	・戦略的環境アセスメントについての調査・研究を行う。	・環境影響評価制度を適切に運用する。
		・複雑な環境影響評価に適切に対応できるよう、環境影響評価技術を充実させる。			・長野県環境影響評価条例の対象外である県事業について、環境配慮制度を試行し制度の検討を行っている。

岐阜県	愛知県	名古屋市長	三重県
・事業者に情報開示を求める。	・事業者自らの環境に関する情報開示を促す。	・市内に開設されているエコマネーセンターと連携し、エコポイント制度を取り入れ、環境保全活動を促進する。	・事業者に情報開示を求める。
・廃棄物の有効利用や消費エネルギーの少ない製造方法等に関する知識や技術を有する人材の育成を図る。	・EXPOエコマネーの地域への普及を図る。	・ISO14001認証取得に対する情報提供、相談などの支援を行う。	・民間団体の自主的な活動を促進するため、講演会や指導者の派遣、情報提供等を行う。
・「グリーン購入法」の施行に伴うグリーン購入の推進を行う。	・事業者自らが構想・計画段階からの環境配慮を促進する。	・環境負荷を低減させる様々な技術の研究・開発の促進など環境関連産業の活性化に努める。	・県・市町村・事業者単位で環境経営の促進を行う。
	・中小企業による公害防止のための環境対策に対する助成を行う。	・エコ事業所認定制度の普及拡大を図る。	・事業者の自主的なCO2削減取組を促進するため、三重県版小規模事業者向け環境マネジメントシステム(M-EMS・ミームス)を普及する。
	・リサイクル製品の需要の拡大を図るため、グリーン購入に関するネットワークの推進を行う。	・環境保全設備資金融資制度を設け、環境への負荷の少ない事業活動を促進する。	
・環境創出協定締結事業所数2010年度30(2004年度実績10)		・H22年度エコ事業所認定数2,000事業所(平成19年度 954事業所)	・2010年度に小規模事業者向け環境マネジメントシステム導入事業所数を40事業所とする。(2006年度実績35事業所)
・エコショップ認定店舗数2010年度200(2004年度実績88)			2010年度の環境マネジメントシステム導入事業所数を1275事業所とする。(2006年度実績908事業所)
			・2010年度に省CO2取組事業所の数を647事業所とする。(2006年度実績253事業所)
			2010年度の環境経営ネットワーク参加事業所数を560事業所とする。(2006年度実績412事業所)
・多種多様な開発事業によって文化財に影響が及ぶ場合があるため、歴史的・文化的環境の保全に努める。	・文化財の現状や日常の管理のあり方を把握するため、文化財保護指導委員によるパトロールを実施する。	・上志段味地区に残る古墳群や自然景観を生かして、郷土の歴史を学ぶ場として「歴史の里」の整備を行う。 ・名古屋城から徳川園に至る一帯を「文化のみち」として育み、貴重な建築遺産の保存・活用を行う。	・民間団体の自主的な活動を促進するため、講演会や指導者の派遣、情報提供等を行う。 ・関町関宿の伝統的建造物群等、歴史的・文化的景観の保全・活用を行う。
・規模が大きく環境に悪影響を及ぼすおそれのある事業に当たって、環境影響評価の適正な運用に努める。	・環境情報の集積を図ることで、制度の充実に努める。	・名古屋市長環境影響評価条例に基づく、環境影響評価制度の適正かつ円滑な運用を通じて、適正な環境配慮の確保に努める。	・開発事業に関して、計画の策定段階から環境配慮に関する審査を行う。(環境調整システム)
		・戦略的環境アセスメント制度の検討を進め、段階的な制度導入を図る。	

【各種施策の基盤・各主体の参加】

		富山県	石川県	福井県	長野県
調査研究等の充実・監視・観測		・環日本海地域の自治体と共同調査研究を行う。	・大学や研究機関等と行政の連携体制を構築する。		・環境保全研究所において、環境の保全、自然保護と保健衛生の向上に関する調査研究、学習交流、情報提供を行う。
			・共同研究を進めるための仕組みを作る。		
			・国境を越えて環境に影響を与える物質のモニタリング及びその評価を進める。		
技術の振興	施策	・北東アジア地域自治体連合の枠組みを活用して環境協力を実施する。	・環日本海近隣諸国との人的、技術的交流を進める。	・環境関連技術に関する産学官共同開発および成果の製品化・事業家を推進する。	・事業者が取り組む環境保全に役立つ研究開発を促進する。
		・(財)環日本海環境協力センターと連携して、北西太平洋行動計画(NOWPAP)を推進する。	共同研究の成果を行政施策に反映する方策を検討する。		・農業関係試験場において、環境と共生した農業、安心・安全な農産物生産などの技術開発を行う。
	数値目標	・環日本海地域からの環境技術研修員の受入れや、環境技術者の派遣を行う。			・製造業における環境保全に対応する技術開発や企業との共同研究を推進する。
環境情報の整備と提供・広報	施策	・ホームページ・刊行物等での環境に関する情報の充実を図る。	・県内の自然の調査と資料収集、普及啓発の拠点として「自然史資料館(仮称)」の開館を目指す。	・産業支援機関等と連携した情報の提供を行う。	・情報の共有や交流の場の提供などによる環境保全活動に取り組む民間団体と連携を図る。
		・ホームページ等を活用し、県民等の環境に対する考え方や施策に対するニーズを把握する。	・県内の大学、研究機関、学校、NPO、県民、行政の協働により、環境の知的資産を集積する環境情報データベースを構築する。	・環境保全や国際環境協力に関する情報の整備・発信を行う。	
	数値目標	・調査研究成果の県民等への普及活動を行う。	・誰もがデータベースを活用できるような環境情報提供システムを構築する。	・「みどりのデータバンク調査」をはじめ自然環境に関する基礎データの収集を行う。	
環境保健対策・公害紛争処理		・イタイイタイ病対策を推進する。			・化学物質過敏症やアレルギー等の健康被害に関する相談を保健所で行う。
					・アスベスト排出作業における作業基準の遵守を図るため、すべての吹付けアスベスト建築物の撤去工事に県の職員が直接立ち合い現地で確認を行う。

岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
	・環境調査センターにおいて、大気、水、騒音などの調査研究を行う。		・地球環境問題に関する調査や汚染物質に係る測定技術の研究を進める。
	・県試験研究機関における研究開発や、他機関との共同研究開発を行う。		
	・大学、研究機関等との連携を図り、環境に関する試験研究の充実を図る。		
・大学等と連携して新たな技術開発に努める	・公害に悩む開発途上国に対して、研修員の受け入れや職員の派遣等の環境協力を行う。	・開発途上国からの研修生の受け入れや技術移転、地球環境保全に関する国際会議等の誘致・開催など、国際協力の推進に努める。	・環境保全技術、製品の開発や実用化、事業化に向けた取り組みを支援する。
		・ICLEIに加入し、国際間のネットワークにより国内外の自治体との連携・協力を行う。	・(財)国際環境技術移転研究センターと連携を図りながら、成果の技術移転を進める。
	・H27年度技術職員の海外派遣累計数を100人にする。(H18年度末82人)	・H22年度JICA研修生の受入数80人(平成19年度末累計69人)	・2010年度県が実施する開発途上国等への技術移転研修受講者の満足度を90%にする。(2006年度実績85%)
・環境影響評価の実施に必要な情報を収集した「データブック」を活用し、情報の提供を進める。	・環境情報をインターネット上で公開するなど、効果的な情報発信を促進する。	・「名古屋市環境白書」を毎年発行し情報提供を行う。	
・環境情報共有のため、環境関連のポータルサイトやメールマガジンの発行。		・ホームページや広報誌等各種媒体を用いて広報の充実を図るとともに、情報発信に努める。	
		・市民編集員制度を設け、ごみ行政に関する広報案を、市民の目線で作成し公表する。	
・環境メールマガジン「Eネットニュース・ぎふ」の毎月の配信件数」2010年度1350件(2004年度実績837件)		・H22年度環境に関する分かりやすい情報発信について「十分」だと思う人の割合10%(平成16年度2%)	
・アスベスト排出等作業現場の調査・指導を行い、アスベストの飛散を抑制する。	・公害による健康被害予防事業を行う。	・公害認定患者への補償給付及び医療費助成を行い、健康の回復、保持及び推進や大気汚染の影響による市民の健康被害を予防し、健康の回復を図るための取組を推進する。	・公害苦情相談員等により公害苦情を、公害審査会や、調停及び仲介制度を活用し紛争を処理する。
		・大気汚染が健康に及ぼす影響等について、情報収集や調査・研究に努める。	
		・建築物を解体する事業者に対し、解体工事における石綿飛散防止対策の指導強化に努める。	
		・石綿に対する市民の不安に対応するため、相談窓口やホームページの充実に努める。	

